

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」

島根労働局では、企業等において、新型コロナウイルス感染症の影響により発生した様々な雇用・労働問題へ対処するため、「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を令和2年2月14日（金）に開設しています。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連し、特別休暇制度導入に関する相談も受け付けております。

開設場所、連絡先

島根労働局雇用環境・均等室

松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5F

TEL (0852) 20-7009 FAX (0852) 31-1505

相談時間帯

午前8時30分～午後5時15分（月）～（金）※土日祝を除く

相談内容

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用・労働相談

- 解雇・雇止めなどの離職に関する相談
- 雇用保険の受給などに関する相談
- 休業や雇用調整などに関する相談
- 事業場内の安全衛生などに関する相談
- 特別休暇の導入に関する相談 など

働き方・休み方改善コンサルタントの訪問による企業支援

企業訪問によるコンサルティング

- 特別休暇に関するコンサルティング
- 就業規則の整備支援など

※コンサルティングはすべて無料でご利用できます。